

越谷市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（素案）の概要について

平成27年7月1日

保健医療部生活衛生課

1 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）において、食品関係営業に係る営業施設の公衆衛生上講ずべき措置の基準（以下「管理運営基準」といいます。）については、条例で必要な基準を定めることとされています。

その際、厚生労働省は、都道府県、指定都市及び中核市が公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で必要な基準を定める場合の技術的助言として、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号通知別添。以下「指針」といいます。）を示しています。

今般、指針の改正趣旨を踏まえ、越谷市食品衛生法施行条例で定める管理運営基準を改めるため、越谷市食品衛生法施行条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) HACCP（危害分析・重要管理点方式）導入型基準の追加

営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準として、従来型基準による衛生管理を行う場合に加え、HACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP導入型基準）を設定し、従来型基準又はHACCP導入型基準のいずれかを営業者が選択する基準に改正します。

(2) 従来型基準の一部改正

(ア) ねずみ、昆虫等の調査等の実施について、確実にその防除ができるのであれば、その施設の状況に応じた方法、頻度で実施することも差し支えないこととします。

(イ) 食品衛生法に基づく食品表示の基準が食品表示法に根拠を置くようになること等により弁当等に表示を付すことを求める事項を削除します。

3 施行予定日

公布日